

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から10%になりました。（注）

（注）税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。

期限内納付のために

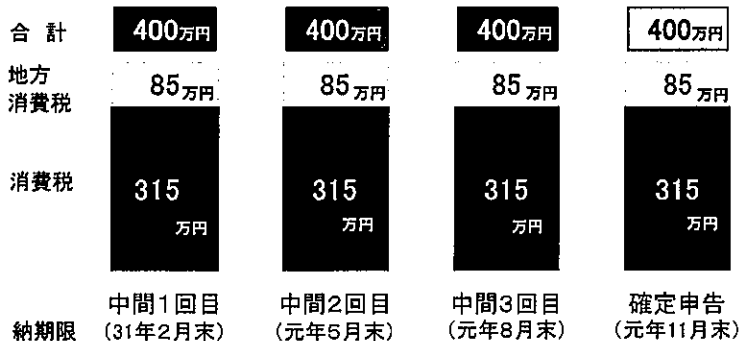
## 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 令和元年（2019年）9月期（税率引上げ前）

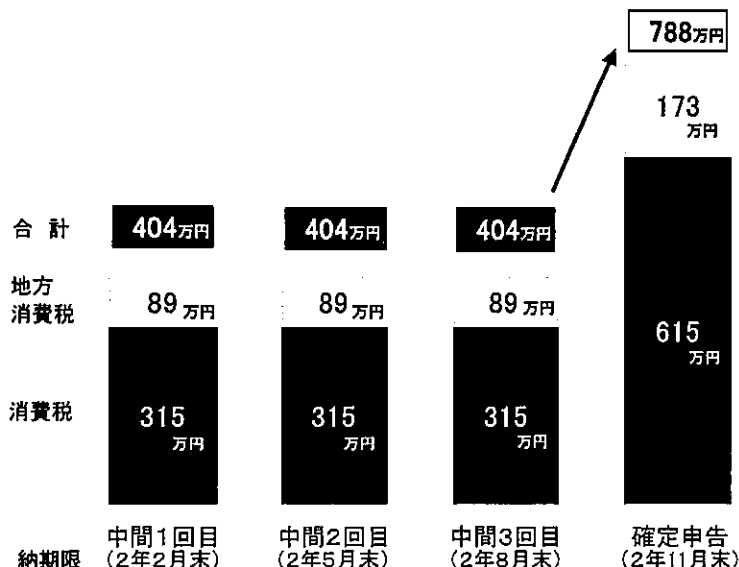


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円  
⇒ 400万円 × 3回 = 1,200万円
- 確定申告による納付額 400万円  
⇒ 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円

○ 令和2年（2020年）9月期（税率引上げ後）

（仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合）



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円  
⇒ 404万円 × 3回 = 1,212万円  
※ 地方消費税は引上げ後の税率（1.7% → 2.2%）が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円  
⇒ 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円

確定申告時の納付額の増加に備えて、計画的な納税資金のご準備を！

中間申告額のほか、あらかじめ、納付（予納）することもできます。  
※ 詳しくは、裏面をご参照ください。

便利な納付方法は裏面へ

## 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書や IC カードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。



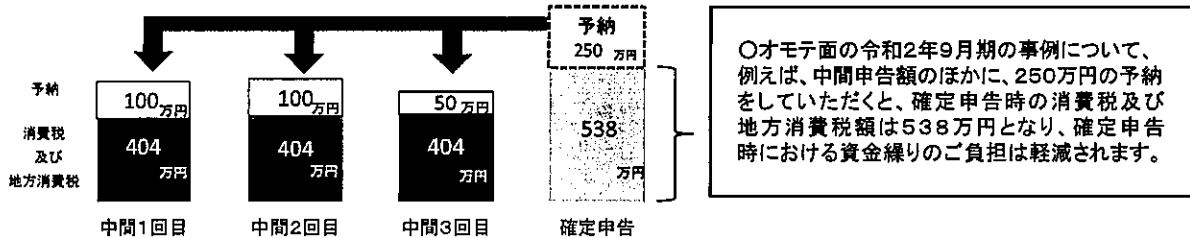
### ○ ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

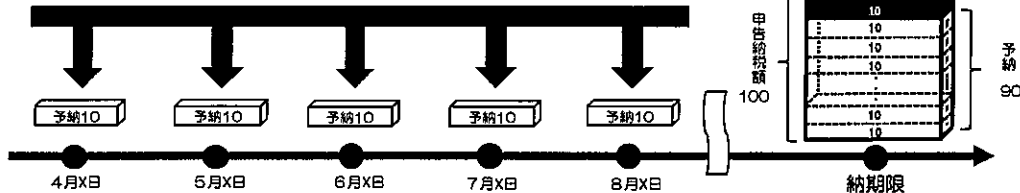
納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



【例2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



## 個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

### 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注)</sup>から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

### 軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から10%になりました。

（税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。）

期限内納付のために

## 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮せず、直前の課税期間と同様の決算内容と仮定）

### 《平成30年分》 8%

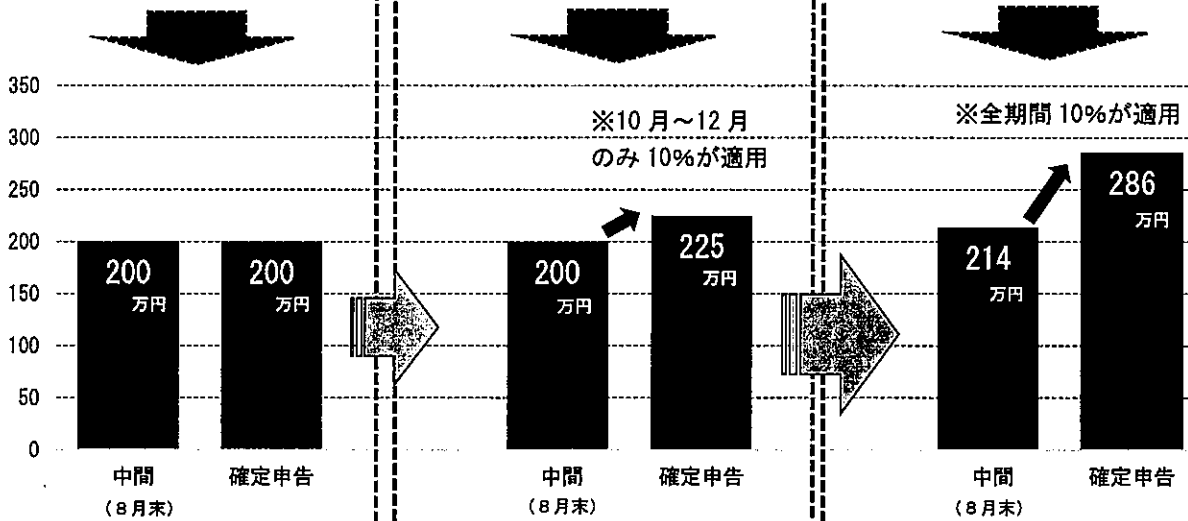
- 年税額 : 400万円
- 消費税額 : 315万円
- 地方消費税 : 85万円
- 中間申告分 : 200万円
- 確定申告分 : 200万円  
(400万円-200万円) = 200万円

### 《令和元年分》 8%→10%

- 年税額 : 425万円
- 消費税額 : 334万円
- 地方消費税 : 91万円
- 中間申告分 : 200万円
- 確定申告分 : 225万円  
(425万円-200万円) = 225万円

### 《令和2年分》 10%

- 年税額 : 500万円
- 消費税額 : 390万円
- 地方消費税 : 110万円
- 中間申告分 : 214万円
- 確定申告分 : 286万円  
(500万円-214万円) = 286万円



（注）上記の税額は、仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合となります。

確定申告時の納付額の増加に備え、計画的な納税資金の準備を！

※中間申告額のほか、あらかじめ納付（予納）することもできます。

便利な納付方法は裏面へ

## 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングとの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

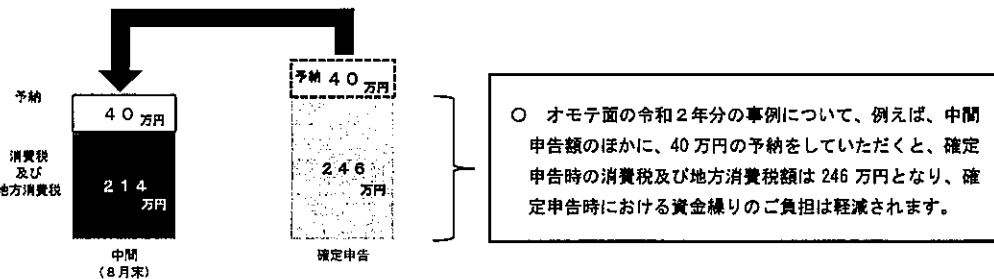
### ○ ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

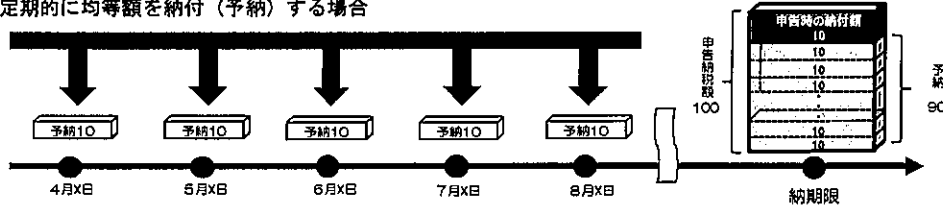
納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



【例2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



## 個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

## 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注)</sup>から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

## 軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く。）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

# 納付の期限等のお知らせ

令和元年分  
確定申告

納付の期限  
納期限

振替日  
振替納税をご利用の場合

申告所得税及び  
復興特別所得税

消費税及び地方消費税  
(個人事業者)

令和2年

3/16(月)

令和2年

3/31(火)

令和2年

4/21(火)

令和2年

4/23(木)

納付額のメモにご利用ください…

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は令和2年6月1日(月)です。

## 国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

## 振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

## 振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。詳しくは裏面をご覧ください。

振替納税を利用されない方は、QRコードを利用したコンビニ納付や電子納税をすることもできますので、裏面の各種ご案内をご覧ください。

また、インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードにより納付することもできますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

なお、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

(注) 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。

納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。



国税庁

法人番号 7000012050002

納税には

## 振替納税のご案内

便利で安全な振替納税(口座振替)をお勧めします!

- ✓ 納税をすっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
  - ✓ 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
  - ✓ 一度手続をすれば、継続して利用できます。
- ⚠ 転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。

提出書類

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。) 用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードすることもできます。

提出期限

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

令和元年年分確定申告から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 ▶ 令和2年3月16日(月)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ 令和2年3月31日(火)

提出場所

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



- 振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。
- 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

## QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を『QRコード』として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付することができます(納付できる金額は30万円以下となります)。

納付ができるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

## 電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

なお、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。